

特集・これからの原子力行政



〔座談会〕

原子力行政の現状と課題

—東海村臨界事故1年を契機として

青森県弁護士会弁護士

石橋忠雄

学習院大学教授

大塚直

日本原子力発電㈱最高顧問

下山俊次

一橋大学教授

高橋滋

〔司会〕名古屋大学名誉教授
助地球環境戦略研究機関理事長

森島昭夫



出席者・五十音順

一 原子力をめぐる
社会的問題

森島 本日はお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。本日は「原子力行政の現状と課題」という話題で、座談会を行いたいと思います。ちょうど九月で、

東海村のJCOの臨界事故からまる一年たります。この事故を契機として、原子力に対する世間の不信感が高まり、現在、原子力行政に対する考え方方が大きく動いております。そこで、JCO事故から一年たったところで、先生方にお集まりいただき、この一年間を振り返り、これまでの流れを俯瞰してみたいというのが本日の企画です。

原子力行政は、原子力発電だけではなく放射線も対象としています。が、今日はわが国で現在問題となっている、原子力発電の問題を取り上げることにしたいと思います。

原子力行政は、原子力発電だけではなく放射線も対象としています。が、今日はわが国で現在問題となっている、原子力発電の問題を取り上げることにしたいと思います。

発電は昭和四一年に運転を開始しています。現在、五一基の発電用原子炉が動いていますが、電力供給量

も、わが国の電力総供給量九〇〇〇億キロワット時の三分の一を超えています。それだけの電力を供給していることを考えますと、原子力発電の是非については議論の分かれるところですが、現実問題としては、原子力はエネルギー供給源として現時点では不可欠のものとなっています。

政府は、このような現実を前提として、また中東に依存する石油の供給の不安定性という点から、エネルギー・セキュリティという面で、原子力発電を欠くべからざるものと位置づけております。さらに、現在の原子力発電所は、ウラン燃料を使つて発電しているわけですが、ウラン資源を最大限有効に利用するため、使用済みの燃料から燃え残つたウランや、ウラン燃料が核分裂する際に発生するプルトニウムを再処理して取り出し、それを再度利用するという政策、つまり核燃料サイクルによって、ウラン資源を最大限有効に使おうという政策を取ることにしています。

ところが、昨年、JCOによる東海村での臨界事故がありました。そ

れより前にも、東海再処理工場での火災爆発事故や、また五年前には高速増殖原形炉「もんじゅ」のナトリウム漏れなどの事故があり、社会的に大きな問題が発生しています。最近では、軽水炉でプルトニウムを混ぜて燃やすプルサーマル用のMOX燃料（ウランとプルトニウムの混合物）のイギリスでの検査データにねつ造があつたというような事件もあり、このところ原子力発電に対する国民の不安、不信をかき立てるに十分な事件が続発しています。

こうしたことから、原子力行政をもう一度原点から考え直すべきではないかという厳しい批判が広がっています。そこで、こういう事件につ

いて、これまでずっと原子力の問題に携わった石橋先生から、お話をいただけますか。

◆原子力事故・不祥事

◆原子力事故・不祥事

石橋 原子力の事故と不祥事について手短に振り返り、そのあと、それらが与えた社会的なインパクトについても見てみたいと思っております。いつの時点からの事故を取り上げるかということがあるのですが、平成三年に美浜原発二号機の事故がありました。これは蒸気発生器の電熱管、いわゆる細管が破断し、一次冷却水が二次系のほうに流れ込んで、わが国で初めて緊急炉心冷却装置(ECCS)が作動したという事故であります。

そのあとには、平成七年一二月、
高速増殖原型炉「もんじゅ」のナト
リウム漏洩火災事故を挙げることが
できます。これはナトリウムが漏れ
て、火災を起こしたというものです。
す。その際、科学技術庁への虚偽報
告がなされ、ビデオ隠しもあつたと
いう問題がありました。

たということで、また、原子力事故では初めての死者が出たという事故でした。

不祥事の関係ですが、何といっても「もんじゅ」のときの虚偽報告とビデオ隠しが国民に大きな衝撃を与えたことはまだ記憶に新しいといつてよいと思います。これはその後、刑事事件にも発展して、動燃事業団と職員二人が罰金という刑事罰を受けています。

そのあと、平成九年三月に東海再処理工場のアスファルト固化施設が火災爆発事故を起こしました。この事故は労働者被曝もあり、また陰蔽工作等もあって、動燃事業団解体のきっかけとなりました。

◆国の援助 ◆相当因果関係

◆精神的指導
六 高レベル放射性廃棄物の処分
◆特定放射性廃棄物最終処分法
七 原子力政策の課題と将来
◆原子力政策地
◆原子力委員会
◆原子力長期計画
八 核不拡散
新たな原子力法制の構築に向

目
次

◆民事訴訟 四 JCO事故後の立法的対応

- ◆原子炉等規制法の改正
- ◆原子力災害対策特別措置法の

◆検査体制 ◆防災体制

五 ◆ J C O 事故による損害賠償

◆原子力損害調査研究会 ◆事故後の経緯

◆ 風評被害
◆ 敦賀事件

◆第三著講停機関の設置

◆行政訴訟

ピュリスト

2000.10.1 (No.1186)

す。

それから、先ほどご指摘のMOX燃料のデータねつ造がありました。英國核燃料会社がつくったMOX燃料のデータに、一九九六年から組織的にねつ造があったということが明らかになっています。さらにJCO事故では、業務上過失致死と原子炉等規制法違反で刑事件になつて検査中であります。

これらの事故、不祥事が社会に与えたインパクト、問題というのは非常に大きく、また多面的だと思います。まず第一には、国民の原子力に対する不信、不安というものが高まつた。以前はTMI事故やチエルノブイリ事故という、海外の事故による原発の不安というものがありました。それが国内の相次ぐ事故、不祥事でより身近なものとして、不安が不信にまで広まつてきているということが言えると思います。

具体的には、情報を隠しているのではないか、という気持を国民が持つていて、そういうことが統計上出てきています。その一方で、原発に代わる新エネルギーとか自然エネルギーへの期待も出てきていることとも関

連していると思います。

国民の不信、不安が高まっているために、電源立地の地元での原子力行政がうまくいかないということか

ら、平成八年一月に福島、新潟、福井の三県知事が、今後の原子力政策の進め方についての提言をしております。

原子力政策、原子力行政のあり方について、「国民的な合意形成を図る必要がある。そのためにはブルサーマルやバックエンドの問題も含めて、国民各界、各層において幅広い論議、対話をする必要がある」という提言をされました。また、通産省、科学技術庁においても、この策に関する国民合意の形成を目指すという政策に転じています。

これらを受けて、平成八年三月の原子力委員会決定で「原子力政策円卓会議」が発足したわけであります。円卓会議は平成八年一〇月に一応、「原子力委員会に対する提言」というものを出し、原子力委員会はこの提言を長期計画見直しに反映させることに決意をしました。そのあ

からのメッセージ」というタイトル

で、七項目の提言が国と国民に向けてなされました。

そのほかには、ご承知のように平成八年八月に新潟県巻町の住民投票というものがありました。これにより、東北電力の巻原発の建設計画が事実上断念ということになりました。

が、その後も中部電力の芦浜原発の計画が撤回されたりして、住民意識の変化が軽水炉の電源立地へ与えた影響というものが非常に大きかったということができると思います。また、データねつ造事件のため、昨年から実施される予定のMOX燃料を使うブルサーマル計画の導入も大幅に遅れていて、この問題は今後、ブルサーマルサイクル事業全体へ波及することになると思われます。

そのほか、国の組織においては、動燃事業団が解体され、「核燃料サイクル開発機構」という新しい組織に生まれ変わったという経過があります。主なものは以上のとおりです。

森島 私は、後で出てくる高レベル放射性廃棄物の処分問題（バックエンド）で、初めて原子力問題に関

わることになりました。その際に、

高レベル放射性廃棄物を地層処分するための仕組みや手続を議論しただけではなく、こうした事業を進める前

提として、どのようにして国民や地元住民に理解を求めるのかという問題を議論しました。当時はJCO事故の前でしたが、国民が不信感を持

つ第一の原因是情報が出ていないこ

とです。実は、原子力基本法では、

民主、自主、公開という三大原則が

あり、公開が大原則となっているの

ですが、国民の求める情報が国民に

わかるような形で出でていないのが現

実です。とりわけ、事故や不祥事が

あった場合に、情報隠しと言われて

も仕方がないぐらいに情報が出てい

ません。私はそれまで原子力の問題

にまつたく関わっていなかつたもの

ですから、情報の欠落による国民の

不信感の根の深さに非常に驚いたわ

けです。

さらに今回、原子力委員会によつて設置された原子力開発利用長期計画（長計）の策定会議に関わることになりましたが、その会議の途中でJCOの臨界事故が起きました。この事件で、今まで原子力発電に信



しもやま・しゅんじ 氏

ジャーリスト

頼をつないでいたという人も含めて、国民の原子力に対する不信不安が非常に強くなつたということを私自身実感しています。

二 わが国の原子力法制

◆原子力規制法

森島 原子力に対する不信感が生まれるようになつたことは、いろいろな原因があると思いますが、こ_ははジャーリストの座談会ですので、法律という側面からアプローチしてみたと思います。まず、原子力に関する法規制や法制度はこれまでどうなつていたのか。それがこれらの事件、とりわけJCOの臨界事故によってどのように変わったのかとい_うところを見ることにしたいと思_うます。最初に、これまでど_うな_うな

仕組みで原子力規制が行われていたのかという点について、高橋さんからお話しいただきたいと思います。

本國憲法の下に原子力に関する基本的な法である原子力基本法とい_うものがあります。それに次いで、実際の原子力行政を担います各種の組織に関する法律があります。特に、原子力委員会及び原子力安全委員会について、単独の設置法が存在しています。第三に、原子炉等規制法や電気事業法といった、実際の原子力関連の事業を規制する安全規制の法があります。さらに第四に、電源開発促進法とか環境影響評価法も含まれると思いますが、施設の立地に

関する法律があります。最後に、電源三法と言われるような、助成に関する法体系、大体このぐらいの分野

から法体系が成り立つているのだろ_うかと思います。

特に、先ほども紹介に出た原子力基本法ですが、これは原子力開発の黎明期である昭和三〇年に制定されたものであります。森島先生が触

れられたように、平和利用と民主、

自主、公開という、大きな三つの柱

を掲げたものであります。そ_うい

う意味では、わが国の原子力法制の

基本法としての特色を表したもので

はないかと思_うっています。そして、

離された原子力安全委員会とい_うも

のが、内閣総理大臣の諮問機関では

ありますが、独立性を保証された専

門的な組織として、いわゆる政府側

の独断的な運営を、政策面や技術面

でチェックすることを期待されてい

るわけです。

このように、原子力基本法や原子

力委員会及び原子力安全委員会設置

法を中心とする法体系とい_うのは、

わが国の法制度の中で原子力の特殊

性を踏まえたさまざまな工夫をしてきたという点において、一定の役割を果たしてきたのだろう、と私は思_うります。しかし、制定後半世紀近くを経る中で、いろいろな問題提起や批判を受けてまいりましたし、多く

の論者によつて多少修正が必要なのではないかというようなことも言われてくるようになりました。

細かな話はありますが、大括りな話として最初に二つ申し上げておきます。まず、公開の話からいたします。先ほどお触れいたしましたよ_うに、原子力基本法には公開の原則が記されています。国民の理解のために、そして原子力の平和利用を守るためにには公開が必要であるといふことを明確に書いているわけです。もつとも、その一方で、核物質防護や企業秘密の保護という観点から、実は公開になじまない事項も原

子力分野については含まれておりま_す。そういう意味では、わが国全体の公開の制度が整備されていない、

中で、原子力について公開が十分でなかつたという面があらうかと思_うます。

しかし、この点については、近



もりしま・あきよし 氏

時、公開の流れの中で、原子力委員会関係の委員会は、専門部会を含めて公開ということになっています。原子力分野が情報公開の流れにおいて、先頭を切ってそれに応えようとしている点は、評価できるのではないかと私自身は思っています。

他方、いま申し上げたように核物質防護や企業秘密に関する部分は公開になじまないというものは原子力分野でも同じであります。公開の流れが強く求められているからこそ、非公開の部分と公開の部分とを、どの範囲でどのような基準で仕分けをしていくのか、ということを国民にわかりやすく示していくというのが、特に原子力行政に携わる者の大きな課題ではないかと思っています。

第二番目としては、原子力委員会の制度、先ほど言った諮問機関としての委員会制度の問題があります。この点については、制定の当初からアメリカの例にならない、強大な事務局を持つた独立の権限である行政機関、独立行政委員会にすべきであるという意見がかなり有力でした。

この点に関連して、今回のJCOの事故を契機として、原子力安全委員会については技術参与がかなり多数任命されました。事務局の体制も、従来の一〇数名から一〇〇人程度に強化されました。委員会を強化するという点では、事故の教訓を踏まえた措置になっていて評価であります。私は、原子力損害賠償についての規定を改定するべきだと思いますが、私自身、内閣も強くコミットする原子力政策に関わる原子力委員会は別として、安全委

員会については将来的に事務局をさらに強化して、独立行政委員会に移行させることを真剣に検討してみる余地もあるのではないかと思っています。以上です。

◆原子力損害賠償法

森島 ありがとうございました。

高橋さんからは、原子力規制法の体系についてお話をいただきました。他方で、日本が原子力技術を外国から輸入するに当たって、外国の原子炉メーカーが、外国の原子炉技術に由来する事故があった場合でも、損害賠償責任は日本側で全部負ってくれるという点を要求したわけですが、その結果として、当時としては非常に珍しい、無過失責任を全面的に導入し、しかも原子力事業者に責任を負わないとことになっています。

原稿の見地から、無過失責任とされていて、免責が認められるのは異常に巨大な天災地変、または社会的動乱によって損害が生じた場合だけとなっています。そして、先ほど森島先生もおっしゃったように、原子力の事業者に責任が集中しており、原子力施設の設備や機器を製造した人、核燃料の物質を供給した人などは責任を負わないことになっています。

このような法的な責任集中制度は、民法の不法行為の考え方にはないものです。

◆無過失責任・責任集中

大塚さん、ご説明をお願いします。

大塚さん、ご説明をお願いします。私は、原子力損害賠償についての規定を昭和三六年に制定されています。

これは、原子力事業者が原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵、核燃料物質等の廃棄などによって生じた原子力損傷について賠償するというもので、そこで、もう一つは保険契約の重複を避けることによって、保険者の引受

能力の最高額を提供するという要請を満たすことができるというメリットがあることです。私自身、今日、これがどれほど根拠として正当かとくことについては、なお検討の余地があると思っていますが、とにかく法律はそのようになっています。

なお、わが国の原子力損害賠償法には、当初から、事業者の責任を制限する規定はなく、無限責任主義が採用されていることは、諸外国にかけた特色です。



たかはし・しげる 氏

原子力損害賠償の責任の履行を確保するため、原子力事業者はあらかじめ基金を用意しなければなりません。これを損害賠償措置といいます。一種の強制保険です。日本原子力保険プールとの保険契約、政府と

さらに、もし、原子力損害が事業者の損害賠償措置額を超えて、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認められる場合には、政府が必要な援助を行うことができるとされています。また、先ほど、原子力事業者の責任は無過失責任である

の原子力損害賠償補償契約の二種類があり、通常の事故の場合には日本原子力保険プールとの原子力損害賠償責任保険契約の方が使われます。が、天災の場合、正常運転による場合、後発損害の場合には、政府との補償契約の方が用いられることになります。賠償措置額は昨年の改訂後、一事業所あたり六〇〇億円になっています。

さらに、もし、原子力損害が事業者の損害賠償措置額を超えて、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認められる場合には、政府が必要な援助を行うことができるとされています。また、先ほど、原子力事業者の責任は無過失責任である

以上、原子力損害賠償法の簡単な説明をしましたが、今日の問題点としても政府が措置を講ずるものとするという規定が置かれています。

◆四つの問題点

第一に、高レベル放射性廃棄物処分については、今年の五月に立地手続と処分の資金調達に関する法律はできましたが、賠償に関する規定が入れられておりません。これを原子力損害賠償法で扱うかという点について、半減期が長くて、リスクは小さいものの汚染の可能性が長期にわたりますので、特別の考慮が必要ではないかということが問題となる点についての検討が直ちに要請されます。電力中央研究所の田辺さんは、処分場の閉鎖後は国家賠償で対処するとされますが、このよくな点についての検討が直ちに要請されると思われます。

第二は、損害の範囲の問題です。ウイーン条約の改正議定書が九七年にできています。これをわが国が批准すべきかはともかくとして、それ

に比べると原子力損害賠償法は、賠償の対象となる損害の範囲が明確でないことがいえると思います。そうすると、原子力損害賠償法は無限責任主義をとっていますので、特に損害の範囲について細かく規定がおかれていないという特色があります。そうすると、環境損害や予防措置費用などを賠償範囲に一応入りうるというのが一般的な解釈ですが、すべて相対因果関係で判断してしまっていいのか、この点をもう少し明確にする必要がないかについては、検討の必要があると思います。

三つ目に、これは下山先生も言われていることですが、賠償の優先順位の問題です。いくら無限責任主義をとっても実際には賠償金には限度がありますので、非常に大きな損害が発生したという場合に、人的な損害と物的な損害、あるいは直接的な損害と間接的な損害で優先順位を付けることが必要になってくるのではないかということです。現在、そのような区別は全くされていないのですが、例えば比較法的には純粹な経済損害については、賠償請求は難しいという国も少なくないわけで

2000.10.1 (No. 1186)

リスト



いしばし・ただお 氏

す。そのようなものはおよそ賠償しないといふことではないのですが、優先順位としては後になるのではないか。賠償金が限られていれば、優先順位としては後にするべきだと思います。

四つ目に、損害賠償措置については、JCOのようなウランの加工をする事業者は事故当時は一〇億円、昨年の改正後でも、ウランの濃縮度により、二〇億円または一二〇億円の賠償措置をとっているのですが、既に今回の事故の補償は、今年の七月に、対象件数の九七・五パーセントについてですが、一二三億円余に達しており、不足しているといわざるを得ません。先に申しましたように、賠償措置額は施設や行為の内容によって変わってきますが、ウラン

たわが国の原子力損害賠償法（以下、「原賠法」と呼ぶことにします）の説明をされたわけですが、後々のJCO問題の議論のときのために、諸外国の立法と比較した場合の特徴について簡単に触れておきたいと思います。

◆無限責任・国への援助

諸外国の立法あるいは国際条約との比較における、わが国の「原賠法」の最大の特徴は、無限責任と国があることがわかつた以上、可能な範囲で賠償措置額をもつと上げるべきであるとの議論が生ずると思われます。以上です。

森島

ありがとうございます。

いま、大塚さんから、原子力損害賠償法の背景と、四つの課題を話していただきました。この四つの課題のほかにも課題があるかも知れません。この点を含めて、下山さん、いま大塚さんが指摘されたことについて、どのような意見をお持ちでしょうか、お話し下さい。

下山 最初に、この座談会での私の意見はすべて個人的見解であることをお断りしておきます。

大塚先生が、いま簡にして要を得たわが国の原子力損害賠償法（以下、「原賠法」と呼ぶことにします）の関係なく支払われるのに對し、「国への援助」は「この法律の目的を達成するため（政府が）必要があると認めるときは」「必要な援助を行なう」となっており、「法律の目的の達成」というしばりはあるものの、援助をするかしないかは、あくまでも政府の裁量となつてゐるわけです。その理由は、私企業の賠償責任を国が補償するということについて、もっぱら財政当局の強い反対があつたといふ仕組みにあります。諸外国の立法が有限責任を採用した理由は、立法政策としては、被害者の救済と同じく産業の育成保護があつたわけで、根拠としては原子力事業者に無過失かつ集中した責任を負わせること、國といえども無限の資金負担は不可能なこと、また相当の巨額なところでの責任制限ならば、制度全体の趣旨から財産権の侵害の問題は生じないということであつたと思ひます。

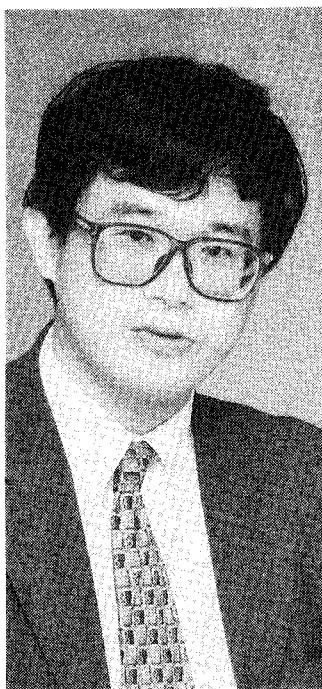
では、諸外国の「国家補償」と、わが国の「國の援助」とはどこが違うのかということですが、国家補償が原子力保険と同じく、填補対象となる損害が発生した場合には、事故に関する損害賠償問題ですが、ま

の原因、態様、被保険者の資力等に關係なく支払われるのに對し、「国への援助」は「この法律の目的を達成するため（政府が）必要があると認めるときは」「必要な援助を行なう」となっており、「法律の目的の達成」というしばりはあるものの、援助をするかしないかは、あくまでも政府の裁量となつてゐるわけです。その理由は、私企業の賠償責任を国が補償するということについて、もっぱら財政当局の強い反対があつたといふ仕組みにあります。なぜわが国で有限責任が採用されなかつたのかということは、立法経緯を含めて興味ある問題ですが、ここでは省略します。ご参考までに申し上げると、立法当時はわが国だけでしたが、現在はドイツとスイスが無限責任です。ただ、賠償措置の方法とか金額が違つています。

◆四つの問題点に対する

次に「原賠法」の問題点について四点ほど指摘されました。これについて私の考えを述べさせていただきます。

第一の高レベル放射性廃棄物処分



おおつか・ただし 氏

リスト

ず、今回の事業法のベースとなつているスケジュールでは、二〇〇〇年に処分実施主体を設立、二〇三五年から施設の操業、つまり高レベル廃棄物の地下埋設を開始し、二〇九五年に坑道を閉鎖、つまり永久施設として、その後三〇〇年にわたってモニタリング等閉鎖後の措置を実施することになつています。新しく設立される実施主体が四〇〇年近くも存続するのかどうか、ちょっとはつきりしないのですが、基金としてはそこまでの額を積み立てることになつているようです。そこで、事業主体が存続する限りは、現実的にはいまの「原賠法」のスキームで何ら支障はないと思います。つまり新しい法律に規定がなくとも「原賠法」で措置すれば足ります。一〇〇年後ある

いは四〇〇年後に事業主体が解散される場合には、その後について何か起れば国が責任を持たざるを得ないでしよう。

第二点ですが、諸外国の法律や、国際条約、代表的な例はウイーン条約の改正議定書ですが、これは原子力損害の定義で損害の対象を具体的に示しています。例えば、まず、(1)死亡または身体障害、(2)財産の滅失または損傷、そしてそれから先は「管轄裁判所の法が決する限りにおいて」、(3)(1)または(2)に含まれない経済的損失、(4)環境損害の回復措置の費用、(5)経済的権利に由来する収入の損失、(6)予防措置費用等々と統計いています。私もこの条約の原子力損害規定の最終討議に参加しましたが、これでいつたい対象がはつきり

したのかどうか、誰も確信が持てなかつたようです。わが国の場合は、先ほど、わが国の「原賠法」の原子力損害は、諸外国の立法・条約よりもこの一〇数年間の二回の改正の折に、専門部会で議論が行われ、予防措置費用、避難費用等については明確に書いた方がよいという意見もかなり強くありましたが、少なくとも各国の立法や条約より損害の範囲は狭くないという解釈で落ちてきています。「原賠法」の原子力損害の定義の、「核分裂の過程の作用」、「放射線の作用」、「毒性的作用」、「により生じた」という表現が、いわゆる間接損害的なものを排除していると解釈されるという点が、問題として取り上げられましたが、立法過程での論議でそのような趣旨は全くないことが明確になりましたが、立法の趣旨は全くないと思いません。

第三の点はおっしゃるとおりで、海外の立法や条約では損害の対象によつて優先順位を規定しているものが多くあります。その主な理由は、有限責任を採用していることによるのですが、たとえ形の上で無限責任であつても資力が無限ということではなく、また現実に事故が発生した場合の賠償請求の迅速、円滑な処理のためにも必要な規定だと思います。先ほど、わが国の「原賠法」の原子力損害は、諸外国の立法・条約よりもこの一〇数年間の二回の改正の折に、専門部会で議論が行われ、予防措置費用、避難費用等については明確に書いた方がよいという意見もかなり強くありましたが、少なくとも各国の立法や条約より損害の範囲は狭くないといいましたが、考え方によっては広いだけがメリットかと、いう考え方もあるわけで、この点は将来慎重に検討する必要があると思っています。

四点目については、今回のJCOでは賠償措置額が低かったことからいろいろ問題が起こり、低額あるいは段階的賠償措置のもとにおける法的責任集中は場合によつては財産権侵害問題を生ずるというご意見もありますが、「原賠法」制度の仕組みは、あくまで事業者に無過失の責任を集中し、その責任の履行を保険と国の援助で行つていくということが基本です。今回の場合は、政令で定めている成型加工事業の賠償措置が非常に低かつたということ、そこととの関係で国の援助のあり方が問題となるのであって、責任集中の規定のはずの問題ではないと思します。諸外国の立法も条約も低額賠償措置の規定はありますが、それは国家補償が必ずその上をカバーする

リスト

ということです。施設あるいは事業によって賠償措置額を低くするのには、もっぱら政策上の配慮からであり、発生する可能性のある損害額の評価によるものではありません。しかし、「大施設の事故大ならず」「小施設の事故小ならず」ということからすれば、段階を設けるにしても、それ相応の最低限度を定めるべきという意見は妥当であると思います。

◆相当因果関係

石橋 相当因果関係というお話を出したのですが、昭和五六年に日本原子力発電の敦賀原子力発電所が敦賀湾を汚染したことがありました。それについて、裁判で風評被害という問題が直接取り上げられたわけであります。その際、裁判所としては、風評被害も一定範囲で因果関係を認めるということがありました。

ただし、原告となつた方々の魚が敦賀湾で獲れたものではなくて、金沢のほうで獲れたものだということは却下になつたのです。ただ、その判決というのは、やはり從来の損害賠償に関する相当因果関係論の考え方をそのまま踏襲したものだったと思ひます。

森島 それは、原子力損害賠償法のもとで請求があつたのですか。

下山 いいえ、あれはそうではないのです。原子力損害賠償法二条の、「原子力損害」として請求されたのではなくて、結果的には民法七〇九条の請求だと考えられています。

石橋 ただ、原子力の損害賠償を論するとき、やはり風評被害について、一般民事損害との関連で議論する必要はあると思います。

三 原子力をめぐる訴訟

森島 それでは、先に進みます。

石橋さんから、原子力事故をめぐる民事事件の話が出来ましたが、これまで、原子炉が安全かどうかというこ

とで、行政訴訟や民事の差止め訴訟

◆行政訴訟

として、原子炉の安全規制をめぐる訴訟がいくつか出ていますね。これまで裁判所は概ね、原子力規制法のもとでの原子炉は安全である、といふ判断を下してきたと思います。これらの訴訟について、高橋さんと石橋さんからお話をいただけますか。

高橋 ご紹介があつたように、原

子力施設の実際の設置や運転を止めたいという要求を実現するための訴

訟には行政訴訟がありますし、また民事の差止め訴訟という形態もあります。大体、この二つが主要な形態です。いろいろ変わっているところがあります。

いまご紹介いただいたように、基本的に裁判所は争点に対し、実態的な審理を行つた上で、原告側の請求を棄却するという方向で大体判断が固まつていると思います。そして、その背景には、行政訴訟、民事訴訟、それぞれの背景があるのでないかと私は考えていました。

◆行政訴訟

まず行政訴訟ですが、大きく言って二つぐらい指摘できると思います。一つは、原子力施設の安全性の問題であります。例えば、原告が争いたい具体的な事故の原因に関する判断について、これは施設の設計上の細かな問題であるとか、運転上の不備であるという形で、基本的に原子炉設置の行政の判断が前提になつていますので、行政庁の裁量的な判断を裁判所はある程度尊重せざるを得ないとする

す。

二番目に、行政訴訟の場合、基本

的に具体的な行政決定を取り上げて、その決定が適法であるかを訴訟に持ち込むことになりますので、取り上げられた行政決定を中心に裁判審理をしなければいけないということがあります。今までの行政訴訟は、基本的に例えれば原子炉設置許可という、いちばん最初の段階の許可を争うのが普通でした。そして、実務においては、原子炉設置許可については施設の基本的な設計についてのみ審査を行うことになつていま

す。かつ、この審査方法は、原子炉設置法に基づく適法な審査であると裁判所も認めているわけです。

そうすると、裁判の審理の対象も、行政が原子炉設置許可で行つた審理の範囲に限定されることになります。例えば、原告が争いたい具体的な事故の原因に関する判断について、これは施設の設計上の細かな問題であるとか、運転上の不備であるという形で、基本的に原子炉設置の行政の判断が前提になつていますので、行政庁の裁量的な判断を裁判取消訴訟の対象になじまないとする形で判断が下されています。この辺が、行政訴訟の一つの構造的な問題

だらうと思つています。

◆民事訴訟

他方、民事訴訟については、いま申し上げたような壁はありません。

しかし、逆に民事訴訟においては、施設の設計や安全対策の不備が原告の生命や身体への危険に直結する、ということを明らかにしなければならないわけです。さらにいえば、原子力施設というのは多重防護が効いています。多重防護というのは、ご存じのように何重にも安全対策を施すということあります。したがつて、一つの安全対策が何らかの形で不具合を起こした場合でも、ほかの安全対策によって安全性が支えられる構造になっております。

民事訴訟上は、一つの安全対策が具体的に不具合を起こしたことが、施設全体の危険性に直結するということにはなかなかならない。原告側は、一つひとつのお安全対策の不具合が施設全体の危険性に結びつくといふシナリオを裁判官に説得的に示すことに成功してきていない、ということになろうかと思います。このよ

うな行政訴訟、民事訴訟のそれぞれに特有な審理構造が端的に現れたの認めるという考え方になつてきてい

が、実は今年の三月二二日に示された「もんじゅ」訴訟の福井地裁判決だったと思います。

なお、この「もんじゅ」訴訟の福井地裁判決には、結論は別として、「もんじゅ」が高濃増殖炉の研究開発用の施設であるという特殊性を軽視すぎているのではないか、という疑問を私はもつています。ただし、この点は時間の関係もございませんので、本号に掲載される高木光教授の論文に譲りたいと思います(四頁参照)。以上です。

森島 ありがとうございます。

石橋 補足すると、「もんじゅ」

の行政訴訟の最高裁判決が平成四年九月にあつたわけです(最判平成四・九・一二民集四六巻六号五七一頁・一〇九〇頁)。従来、行政訴訟では当事者適格というか、訴えの利益があるかどうかという問題が争われてきていますが、行政事件訴訟法上の「法律上の利益を有する者」という考え方については、「もんじゅ」訴訟の最高裁判決はより直接的に、原発関係については法律上の利益を

ます。

それから、主張立証責任という問題もあります。先ほど高橋先生も言

われたわけですが、一応、行政訴訟においては行政庁側に、許可に至った具体的な審査基準や調査審議、判断過程をもとにして、原子炉の基本設計ないしは基本的な設計方針といふことですが、その点での不合理性がないということについて根拠を示せ、という判断がほぼ固まってきていると思います。

四 JCO事故後の立法的対応

森島 これまでの原子力規制の法

体系が必ずしも予想していかつた場面で、JCOの臨界事故が起きたわけですが、この点は計らずも、高橋さん、大塚さん、下山さんをご説明いただいた、従来の原子力関係法の欠陥というか、盲点を突いたような形になつてゐるわけです。そこでこの事故を契機として規制に関わる改正の重点がいつたのではなかると考えて、います。

具体的にいうと、加工の事業について定期検査を通じて施設の性能を含めた形で、年一回きちんと検査をしましようということになりましたし、さらには許認可に書かれていないような作業実態がなされてないかを把握するために、これは全事業を対象にした改正ですが、保安規定

さらに、原子力損害賠償法については、先ほどお話をありましたように、実際にはこの法律を具体的に適用した先例がなかったということもあって、今回いろいろな形で、損害賠償についてもきちんと検討する必要性が出てきたと思います。そこで最初に安全規制について、高橋さんから、JCO事故の後どのように対応が行われたのかお話ください。

2000.10.1 (No. 1186)

の遵守状況の検査を行うという改正もされています。さらには、そのための原子力保安検査官制度というのも創設されましたし、先ほど内部告発という話がありましたが、従業員による安全確保改善提案制度という形で主務大臣に申告を認めるという改正がされています。この細かな分析は、同時に掲載される私の論文で検討させていただきましたので、省略させていただきたいと思います（二八頁参照）。

◆原子力災害対策特別措置法の制定

森島 今回の事故で分かったのは、従来から言われていたことです。が、いざ事故が起きた場合に、事故後の対応がまったく不備であるということです。そこで、改めて原子力災害が起きた場合に備えて、あらかじめ対応策を用意しておくために、原子力災害対策特別措置法が作られたわけですが、高橋さんこれについても説明をお願いします。

高橋 原子炉等規制法の改正もそうですし、原子力災害対策特別措置法もそうですが、事故のあと二ヶ月半という、極めて異例なスピードで

成立したという点で、今回の事故を政府側がかなり重視していたことが、これからも分かると思います。

私の見るところ、原子力防災の問題は、最近に至るまであまり重要視されてこなかったとか、それにふさわしい位置付けが与えられてこなかつたように思われます。その背景には原子力の安全性を強調する側からすると、先ほど損害賠償の所で出てきましたが、「起こり得ない事態に莫大な費用を投下するのは非効率ではないか、むしろ事故発生を前提として防災体制を整備すること

は、原子力施設が安全だという命題に反するのではないか」という見方が一部にありました。他方、原子力施設の危険性を強調する側も、操業の停止そのものが課題であって、防災の問題にはあまり目が向いてこなかつたのではないかと考えています。

しかしながら、事故発生による影響の範囲を縮減する、周辺住民に対する客観的なリスクを有効に縮減するという点では、これらの対策は安

般が充実しているわけですが、原子力防災についてかなり高い位置付けが与えられています。

もともと、わが国でも阪神・淡路大震災以来、防災体制を見直すといふことがされてきました。原子力防災についても、その一環ということになりましたので、その点は大きく評議が実現していれば、という思いはあるのではないか、と思います。

しかし、その中でも事故対応といふ点で、防災上具体的な問題が露呈したこといろいろな所で指摘されており、これを踏まえて特別措置法が成立した訳であります。したがって、特別措置法の成立は高く評価されるべきであります。もちろん制度に魂を入れることはこれからのがしろにして、いたという現場の状況、そしてそれを長年にわたってチエックできなかつたという国の監視体制の問題があると思います。今回、検査官を増員して実際の検査体制を充実したというのは、現実的な対応であると思います。

ただ、特別措置法によつて、果して災害が発生した場合に効果的に原子力災害の拡大を防止するといったことが出来るかということについ

かコメントがおありますか。

◆検査体制

高橋 私も原子炉等規制法で、いま高橋先生が言われたように、保安規定遵守、またはそれに基づく国

検査体制の充実というものが改正になりましたので、その点は大きく評価したいと思っております。

しかしながら、JCOの事故の調査委員会の報告書は、必ずしも現場の実態に基づいた調査報告ではなくたと私は思つております。基本的に私はIAEAの調査団が指摘していますが、明白な法令違反があつた。それは保安規定や臨界管理基準、それに基づく作業手順書がありましたが、そのようなものを全くないがしろにして、いたという現場の状況、そしてそれを長年にわたってチエックできなかつたという国の監視

体制の問題があると思います。今

は時間が経過しますと、制度が空洞化していく恐れもありますので、この辺は関係者の方々のご努力に期待していきたいと思います。

森島 石橋さん、この原子炉等規制法と災害特別措置法について、何

ては疑問の声もあるわけで、今後の運用が国を中心とした防災計画ではなく、地元に密着した防災の体制を構築する必要もあると思います。

高橋 まず、ウランの事故調査委員会の一員として、なかなか手痛いご指摘を深く受け止めたいと思います。その上で申し上げたい点は、事故の原因となつた作業は、高速増殖炉の研究開発実験のために作られた「常陽」という比較的規模の小さい、しかし、特殊な性格の原子炉に使われるための燃料を作るためのものだつた、という点です。「常陽」のための、高いレベルの濃縮溶液を僅かな量だけ作るという作業は、事故調査委員会でも書いていますように、通常の商業レベル作業にはない「少量、かつ特殊な作業」でした。したがつて、委員会の中でも、この作業は、実験のために核物質を利用するときに使われる使用許可の対象に近いような、商業用の活動とは性質が違つて、実は「常陽」用燃料の生産はあります。

二年に一回などという形でやつたわけで、行政として把握するのではなく、いわゆる不祥事とか、データ隠しなどという安全を重視する作業所の雰囲気を法制的に作り上げる努力をバックアップしていくことが、今後の重要な課題ではないかと思つております。

◆防災体制

二年に一回などという形でやつていただわけで、行政として把握するのはかなり難しかったのではないかと考えていきます。そこで、元に戻りますが、いわゆる不祥事とか、データ隠しなどという安全を重視する作業所の雰囲気を法制的に作り上げる努力をバックアップしていくことが、今後の重要な課題ではないかと思つております。

辺住民の健康、生命を守ることは自治体の基本的な任務です。したがつて、自治体のそういう流れには、あって「待って下さい」と申し上げざるを得なくなります。国、都道府県、市町村のそれぞれが、防災についての独自の役割を有するのであって、国が一步先に出るけれども、両者が連携をいかに取るかという点が、原子力防災の基本的な視点であると思います。そして、今回の災害特別措置法も同じような視点に立っているのではないか、と手前味噌のようですが評価しているところでございます。

辺住民の健康、生命を守ることは自治体の基本的な任務です。したがつて、自治体のそういう流れには、あって「待って下さい」と申し上げざるを得なくなります。国、都道府県、市町村のそれぞれが、防災についての独自の役割を有するのであって、国が一步先に出るけれども、両者が連携をいかに取るかという点が、原子力防災の基本的な視点であると思います。そして、今回の災害特別措置法も同じような視点に立っているのではないか、と手前味噌のようですが評価しているところでござります。

と、高度に専門的知識を必要とする判断をするのは容易ではなく、東海村だから、ある程度そういう人たちが集められたので、ほかの所だったら、そうはいかなかつたでしょう。したがつて、自治体側としては当然国がもつとそういう判断について関与してくれ、一元化してくれという要請は、当然出てくると思うし、今度の改正でその点がはつきりしたのは良かったと思います。

私はよく勉強していないのです
が、災対法というのは、本来自然現象からくる災害への対応を考えているので、原子力事故のような人為的なものに対するは全部自治体で対応できると考えられていたのでしょうか。自然災害なら火山の噴火の場合などでも、その自治体が対策をやるのがいちばん良いのですが、原子力のような場合にも、同じ考え方で良いのかどうか、前から疑問に思つていました。従来は災害対策基本法のもとでの防災基本計画の中には、た原子力災害編を特別法として独立させ、今度は国の積極的関与のもとによるという形のようで、非常には

◆ リスト

2000.10.1 (No. 1186)

つきりしたというか、当然そらあるべきだと思っております。

それから、先ほどの原子力損害賠

償法も防災法も日本では事故は起きないというか、起つては困るという

ことは起こらない、と考えて社会の

システムも法律もつくられるという

ことがあると思います。わが国で危

機管理（クライシス・マネジメン

ト）が難しいのはこうした風土があ

るからで、阪神・淡路大震災とか、

今回のJCO事故の経験を踏まえ今

後前向きに対応を考えて行くため

は、そのような考え方をどうやって

払拭することが第一で、国の安全を

含めて「最悪の事態に備える」とい

う考え方を、国民がやっていかない

と、何遍も同じことを繰り返すので

はないかと心配です。

森島 確かにおっしゃるように、

行政に限らず企業などでもそういう

ですが、日本では何か事故が起きた

場合にどう対応するかとか、起きた

場合に損害賠償をどうするかとい

う議論をしますと、自分たちがきちんと

としたことをやつていないとこ

とを認めるような感じがするので、

あらかじめ「災害が起きたらどうす

るか」というような問題についてお話し下
は、これまであまり議論をしてこな
かつたのが実情です。

えたのかという点についてお話し下
さい。

◆ JCO事故の経緯

下山 JCO事故の損害賠償とい

うか補償の問題を、経緯を含めて簡

潔にお話しすることはかなり難しい

のですが、やってみます。まず、事

故の性格と周辺への影響についてで

すが、当時の原子力安全委員会の住

田委員の書かれた論文の一部を引用

させていただきます（「JCO臨界事

故の経過と反省」日本原子力学会誌

Vol.42, No.8(2000) 1~1頁以下）。

「」の事故は、わが国の内外に深

い衝撃を与えた。日本としては原子

力平和利用開始以来、初めての即発

臨界事故と作業員に死者二名を生む

による損害賠償では、放射能が漏れた

ことからくる不安に対する精神的被

害や風評による財産的被害など、今

まであまり議論してこなかったよう

な損害について、補償をどうするか

という議論が出ておりました。下山さ

んは補償問題に関わってこられたの

で、下山さんから、今回の事故の補

償をめぐって、どのようなことが問

題で、紛争処理委員会が設置した原

子力損害調査研究会はどのように考

管理組織ぐるみの悪質な違反行為が
直接的な誘因となつた点で、内外で
も最近では例のない失態であつた。

わが国では経験しなかつた最悪の原
子力事故と決めつけられても、抗弁
の余地はない。日本のような国でこ
のような杜撰な管理体制があつたと
は信じ難いと内外で報道されたの
も、関係者として本当に恥ずかし
い。もちろん、最近多発している新
鋭技術での産業災害基幹産業での消
費者被害、更には重大な医療ミス等
との共通性も改めて痛感される」

事故の状況としては、「現場の容器

や機器類の破損はなく、また沈殿槽

外への溶液の飛散もなかつた。また

事故前後でも建屋内の陰圧が保持さ

れ、連続して作動していた排気系を

通じてのヘバ・フィルタによる粒子

上の核分裂生成物の除去が維持され

たため、少量の放射性希ガスおよび

同ヨウ素のみがガス状で煙突から施

設外へ放出された。事故発生後に大

がかりな空間線量率の測定や環境試

料の採取・測定が実施されたが、中

性子による誘導放射能を含め、周辺

住民への影響では問題となるものは

なかつた。つまり今回の事故は放射

能汚染が周辺へ拡散するような事故ではなく、線源から直接放出された放射線の被曝が中心的な課題となつたわけで、これまでのプロセス系溶液型臨界事故の前例通りの事態だつたといえる」とあり、「さらに人身傷害については、「原子力安全委員会に設けられた健康管理検討委員会の中間報告に基づき、科学技術庁より発表された評価は次のようになってい。対象となる人たちをJCO従業員、防災業務関係者（政府関係、原研、サイクル機構の職員）、一般住民に分類したもの（第I-1-2表）（表は省略）。こうした事故時の特殊性として、ホール・ボディ・カウントやフィルム・ハッジ等の測定器による実測値を有する者と、計算による線量分布と個々人の行動調査から算出された推定線量を有する者がおり、前者によつて、推定の妥当性を検証するようなプロセスが必要になる。これらの行動調査による評価には相当な作業が必要となり、事業者および自治体の協力が不可欠である。結果論ではあるが、非常に高い被曝を受けた三人の従業員以外で

た一般人では約九〇パーセントの人があつたといえる」とあり、「さらに人身傷害については、「原子力安全委員会に設けられた健康管理検討委員会の中間報告に基づき、科学技術庁より発表された評価は次のようになってい。対象となる人たちをJCO従業員、防災業務関係者（政府関係、原研、サイクル機構の職員）、一般住民に分類したもの（第I-1-2表）（表は省略）。こうした事故時の特殊性として、ホール・ボディ・カウントやフィルム・ハッジ等の測定器による実測値を有する者と、計算による線量分布と個々人の行動調査から算出された推定線量を有する者がおり、前者によつて、推定の妥当性を検証するようなプロセスが必要になる。これらの行動調査による評価には相当な作業が必要となり、事業者および自治体の協力が不可欠である。結果論ではあるが、非常に高い被曝を受けた三人の従業員以外で

は、防災業務関係者や社員で特殊な作業に従事した者を含め、実効線量当量で五〇mSvを超える者はなく、約五mSv以下にとどまつたとされている（第I-1-2表）。また、これらの結果を踏まえて、政府は今後ともにこれらの人々の精神的な負担までを含むケアが大切であるとして、定期的な健康診断や相談の機会を用意している。

言い方には注意を要しますが、施設から放出されたのは放射線であり、放射性物質（微量のガス状のもとを除く）ではなく、人身傷害も高い被曝を受けた三名の従業員以外は放射線被曝が直ちに傷害に結びつく量ではなかつたわけです。しかし、事故時になされた行政措置による避難や屋内退避によつて周辺地域の住民に大きな心理的影響を与えた、事故後においても風評による農漁業・商業あるいは観光業等の地域経済へ大きな影響を与えた。九月三〇日の事故直後からJCOに対する損害賠償請求が殺到し、五日後の一〇月四日で二〇〇件、その後毎月約一〇〇〇件のペースで増え続け、一二

月末には約五〇〇〇件に達しています。被害住民を代表して一〇月四日には、茨城県知事、東海村村長が首相官邸や科学技術庁長官に陳情し、約五mSv以下にとどまつたとされている（第I-1-2表）。また、これらの人々の精神的な負担も含むケアが大切であるとして、定期的な健康診断や相談の機会を用意している。

言い方には注意を要しますが、施設から放出されたのは放射線であり、放射性物質（微量のガス状のもとを除く）ではなく、人身傷害も高い被曝を受けた三名の従業員以外は放射線被曝が直ちに傷害に結びつく量ではなかつたわけです。しかし、事故時になされた行政措置による避難や屋内退避によつて周辺地域の住民に大きな心理的影響を与えた、事故後においても風評による農漁業・商業あるいは観光業等の地域経済へ大きな影響を与えた。九月三〇日の事故直後からJCOに対する損害賠償請求が殺到し、五日後の一〇月四日で二〇〇件、その後毎月約一〇〇〇件のペースで増え続け、一二

月末には約五〇〇〇件に達しています。被害住民を代表して一〇月四日には、茨城県知事、東海村村長が首相官邸や科学技術庁長官に陳情し、約五mSv以下にとどまつたとされている（第I-1-2表）。また、これらの人々の精神的な負担も含むケアが大切であるとして、定期的な健康診断や相談の機会を用意している。

言い方には注意を要しますが、施設から放出されたのは放射線であり、放射性物質（微量のガス状のもとを除く）ではなく、人身傷害も高い被曝を受けた三名の従業員以外は放射線被曝が直ちに傷害に結びつく量ではなかつたわけです。しかし、事故時になされた行政措置による避難や屋内退避によつて周辺地域の住民に大きな心理的影響を与えた、事故後においても風評による農漁業・商業あるいは観光業等の地域経済へ大きな影響を与えた。九月三〇日の事故直後からJCOに対する損害賠償請求が殺到し、五日後の一〇月四日で二〇〇件、その後毎月約一〇〇〇件のペースで増え続け、一二

月末には約五〇〇〇件に達しています。被害住民を代表して一〇月四日には、茨城県知事、東海村村長が首相官邸や科学技術庁長官に陳情し、約五mSv以下にとどまつたとされている（第I-1-2表）。また、これらの人々の精神的な負担も含むケアが大切であるとして、定期的な健康診断や相談の機会を用意している。

言い方には注意を要しますが、施設から放出されたのは放射線であり、放射性物質（微量のガス状のもとを除く）ではなく、人身傷害も高い被曝を受けた三名の従業員以外は放射線被曝が直ちに傷害に結びつく量ではなかつたわけです。しかし、事故時になされた行政措置による避難や屋内退避によつて周辺地域の住民に大きな心理的影響を与えた、事故後においても風評による農漁業・商業あるいは観光業等の地域経済へ大きな影響を与えた。九月三〇日の事故直後からJCOに対する損害賠償請求が殺到し、五日後の一〇月四日で二〇〇件、その後毎月約一〇〇〇件のペースで増え続け、一二

リスト

2000.10.1 (No. 1186)

と、もう一つは中央・地方を含む周囲との他諸般の状勢から見て、何とか年末までに部分的でも仮払いでもともかく支払いが行われることが事態を円滑に収束に向かわせるための要件ではないか、ということです。そのためにできる限り早く先ほど申し上げたように損害の認定基準となる考え方を示すべく、まず営業損害についての中間確認事項を公表しました。

◆事故後の経緯

年末までの事態の推移は新聞で逐一報道されましたが、主な事柄についてお話しします。JCOと被害者の直接交渉は円滑にいくはずもなく、自治体の仲介もないまま、二ヶ月が過ぎ、一二月一〇日には茨城県選出国会議員会議が開かれ、被害者救済に関する国会決議の提出に向け超党派で働きかけることが確認されました。その後、JCOは地元自治体など、農漁業会の関係団体に対しても、損害賠償の支払い基準案を提示しました。記憶が間違っていたら申し訳ないのですが、その内容は一〇月末までに生じた一〇キロメートル以内の損害に限定したもので、

しかも、「……以外は認めない」という表現で出されたために紛糾したようで、その時点で県知事は、県が何らかの形で調停に乗り出さざるを得ないと判断され、賠償請求の窓口をつくって被害者とJCOとの間の調停役となることを決められたわけです。その後一週間の間に事態は急展開し、JCOの親会社である住友金属鉱山㈱によるJCOの補償への資金援助の表明があり、一二月一五日には衆議院本会議において「茨城県東海村核燃料施設事故による被害者救済に関する決議」が行われ、同日JCOと住友金属鉱山は年内仮払について茨城県及び東海村と合意しました。われわれの研究会も、その中心問題である営業損害に関する賠償責任について議論がかなりのところまで進んでいたので、このタイミングに合わせてわれわれの考え方を中間確認事項をとりまとめて一六日にプレス発表した次第です。この時期を境にして、事態は急速に解決に向かって進むことになり、年末には茨城県と東海村を通して裏付け資料の調っている約二七〇〇件の賠償請求に対し、後日の精算を条件に

半額の支払いが四五億円の仮払いとして行われたわけです。ついでに申しますと、その後本年七月末までに補償対象件数の約九八パーセントに当たる六四〇〇件について示談・合意が成立しており、その合意総額は約一二三億円になっております。

重ねて申し上げますが、研究会報告書の、「はじめに」のところにも書きましたが、本件事故に係る損害賠償についての「JCOと請求者側との話し合い」や「保険ブールによる保険金支払い」に当たって「一つの指針を与えるもの」となること、将来訴訟等になった場合に「一つの重要な判断材料」となることを期待したものです。研究会は現実にJCO

の指示をしておりませんし、ましてそこのケースのいくつかについて法律的観点からの検討はしましたが、直接の感、マスコミ等の報道、行政当局による避難勧告等の要素が複雑に絡み合つて含まれており、いわゆる「風評被害」と評価すべき側面を有しています。そこで、まずこのような営業損害が原賠法二条二項にいう「原子力損害」に該たり、三条による賠償の対象であるか否かを検討したわけです。これは、先ほど議論のあつた諸外国の法制と異なった定義の方をしていることについて、これまでいろいろと議論があり、また二年

◆風評被害

この研究会が調査・検討の対象にした事項は次の通りです。JCO事故発生後、個人、法人から営業損害に対する賠償請求がなされていますが、そこには原賠法二条にいう各種「作用」によって生じた人的物的損害を伴わないものが含まれています。これらの損害の大きな特徴は、放射線に対する著しい危険感・恐怖感、マスコミ等の報道、行政当局による避難勧告等の要素が複雑に絡み合つて含まれており、いわゆる「風評被害」と評価すべき側面を有しています。そこで、まずこのような営業損害が原賠法二条二項にいう「原子力損害」に該たり、三条による賠償の対象であるか否かを検討したわけです。これは、先ほど議論のあつた諸外国の法制と異なった定義の仕

関係について述べた見解、および本

前の専門部会の報告書でも今後の検討課題とされているので、重要なボイントです。報告書は結論として明確に「本件事故との間に相当因果関係が認められる限り本件営業損害は、原賠法に定める「原子力損害」に含まれる」としております。その根拠を要約しますと、①直接に人的物的損害を被っていない営業損害を、「原子力損害」に含ませると、賠償の範囲が無限に広がる懸念もあり得ますが、立法過程の議論を検討した結果、そこだけ制限的な考え方をとつておらず、原賠法を広く被害者の保護と事業の健全な発達を図る救済法と位置づけており、したがってその立法目的を失わせることのないよう解釈すべきこと、②放射線・放射能はいったん操作を誤れば大きな危険性のあることは公知の事実であり、原爆体験を始めこれまでの海外の大きな原発事故等から一般国民のこれらに対する危険感・恐怖感は特に著しく、国際評価尺度レベル4とされ、三名の従業員に重篤な放射線障害が生じ（後に二名死亡）、また従業員以外の人々にも人体に影響を与えるほどではなくとも被曝があつた

ものと考えられ、一般国民に著しい恐怖感・危険感を与えたことは確かにあります。③一般的に財物の価値の評価や人の購買行動には心理的・主観的因素が動機づけ等に重要な役割を果たしており、「原子力損害」の範囲の確定にも主観的因素を排除することはできない、以上のことから一般国民が本件事故に對して抱く危険感・恐怖感を個人的・主観的かつ過程の過剰反応として救済の対象から除外すべきでないとしております。

程度」場所的には「半径一〇キロメートルの範囲内」と考えるが、「これらは暫定的なものであり」双方の範囲を超えて「拡大される可能性を否定するものではなく」また「個別的事具体的な事情によつては相当因果関係が肯定される場合があり得る」としております。この検討過程で、先ほどからお話をあります「敦賀事件」についての名古屋高裁金沢支部平成元年五月一七日判決（判時一三二号九九頁）について相当突っ込んで議論いたしましたので触れておきます。これについては、報告書参考資料として、兒玉康夫委員の優れた報告が添付されており、これに基づいて議論しております。物事を簡潔にまとめる趣旨が変わつてしまふことがあるので躊躇しますが、一応私の理解を述べておきます。

敦賀事件

が、事態の公表のプロセスに問題があり、衝撃的な報道がなされ、海産物の取引、観光業者に深刻な影響を与えた事件です。その後補償問題は敦賀市の調査委員会の優れた調停活動によって収まったのですが、一件だけ敦賀から一一〇キロメートル離れた金沢の漁業関係者から売上げ減少を理由に損害賠償請求がなされ、一番の福井地裁では理由がないとして簡単に却下され（福井地判昭和六一・一二・一九）、名古屋高裁に控訴されたものです。

裁判所の判断は、まず事実認定として敦賀湾で獲れた魚介類について、ほとんど放射能汚染はなく、当然金沢産には影響がないこと、売上高減少については敦賀湾産については買い控えが生じたが、金沢産には生じていないとしましたが、最後に売上げ減少と事件事故との因果関係について触れ、漏れた放射能が数値的に安全であっても消費者が買い控えをする心理は「一般に是認でき、しあがつて敦賀湾周辺の魚介類の売上げ減少による作業者の損害は一定限度で事故と相当因果関係のある損害

2000.10.1 (No. 1186)

というべきである。しかし、敦賀の消費者が金沢産の魚まで食べなくななるという心理状態は一般には是認であります。そのではなく、それを認めると損害範囲はいたずらに拡大するとし、売上高減少の消費者の心理は主観的で、常に同様の状態になるといえないので、一般的に予見可能性があつたとはいえない。したがって、微量の放射能漏れと敦賀の消費者の金沢産魚介類の買い控えとの間には相当因果関係はないとしております。研究会の委員のほぼ一致した意見では、この判決は相当因果関係がないということ結論が出た事案ではなく、それ以前に事実的因果関係がないということで結論の出ている事案であるということでした（相当因果関係判断はこの判決では傍論と考えるのが妥当ではないか）。風評被害に対しての賠償責任の有無については事実的因果関係が決定的ではないかということです。相当因果関係といふのは理論よりも実際上の裁判所の判断が大きいのではないでしょか。

◆第三者調停機関の設置

時間がありませんので、このJC

O事故に関連した原賠法上の問題点について多少付言しておきます。まず、今回と以前の敦賀事件の体験から、損害賠償問題を当事者である事業者と多数の被害者の間での直接折衝によって早期解決を図ることはほとんど不可能です。両者の場合とも、その解決に力となつたのは自治体の調停支援であり、この際第三者調停機関の設置を法律で定めてはいかがかと思います。

◆国の援助

次は、国の援助の問題ですが原賠法一六条によりますと、損害額が賠償措置額を超えて、この法律の目的を達成するに必要と（政府が）認められる時は、国は援助を行わなければならぬ。ところが、今回JCOの事故では損害が賠償措置額を超えてしまいました。しかし、最後まで国の援助の話が出ませんでした。その理由は何なのだろうかということです。それは事故の原因や対応があまりにもひどかったから、そんな犯罪的な事故を起こした事業者に対する援助しろということを、誰も言い出せないというか言わなかつたとか。

法律によると国の援助というのは、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内で行うとなつておられます。そこで改めて考えさせらりますが、そこで改めて考えさせられるのは一体國の援助というのはどういう場合に発動されるのかということです。原賠法の立法の契機となるのは先ほど森島先生が指摘されましたように、原子力発電所の輸出側の英米の供給者の要求が、原子力事故の際の確実な損害賠償の履行措置のために直ちに國の援助が求められる場合なしとしない、その時に事故の原因如何によつては、被害者救済のために直ちに國の援助が求められる場合なしとしない、その時に事故の原因とか資産の有無等いろいろ考えて対応しようとすれば時機を失する恐れなしとしない、ということが懸念されるわけです。したがつて全くの私見ですが、事業者への無過失・集中責任、十分な賠償措置という賠償法の中核的仕組みを貫徹するた

れよりもJCO自体は資産が大してある会社ではありませんが、株式を一〇〇パーセント持ち経営者および中心となつてゐる従業員を派遣している親会社の住友金属鉱山という大きな会社が後ろ盾にある。したがつて、JCOの損害賠償については、この会社が出すだらうということです、誰も國の援助の発動の必要性について議論をしなかつたのではないかと思ひます。

法律によると国の援助というのは、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内で行うとなつておられます。そこで改めて考えさせらりますが、そこで改めて考えさせられるのは一体國の援助といふのはどういう場合に発動されるのかということです。原賠法の立法の契機となるのは先ほど森島先生が指摘されたように、原子力発電所の輸出側の英米の供給者の要求が、原子力事故の際の確実な損害賠償の履行措置のために直ちに國の援助が求められる場合なしとしない、その時に事故の原因如何によつては、被害者救済のために直ちに國の援助が求められる場合なしとしない、その時に事故の原因とか資産の有無等いろいろ考えて対応しようとすれば時機を失する恐れなしとしない、ということが懸念されるわけです。したがつて全くの私見ですが、事業者への無過失・集中責任、十分な賠償措置という賠償法の中核的仕組みを貫徹するた

め、例えば保険（必ずしも保険だけではなくとも）を中心とした十分な賠償資力を具備させると共に、それを超えるような万一の場合には、被害者保護を第一に考えて、国の援助は直ちに行つて、その後で事業者には厳しくなるかも知れませんが、事故の原因、態様、事業者の資力等によつては、国が求償するという方法もあるのではないかと思っておりまます。原子力事故、損害の多様性を考へると、国の援助の要件を明確にしていないことも、ある意味では立法の妙味といえないこともあります。が、制度自体への疑念とか不信を招かないように措置をすることが望ましいのではないでしょうか。

大塚

まず、国の援助について一言申し上げたいと思います。確かに、国の援助について要件をもつと明確にしなければならないとか、国が援助しつつ事業者に対する求償権を留保する場合を認めるのが適当であるなどの点はその通りだと思いますが、賠償措置額を超えて直ちに国が援助する義務があるということになると、事業者は賠償措置額以上に自ら賠償金を負担する必要がなく

なってしまう場合が生ずるという問題があると思います。国に援助の義務があるかは、被害者の保護とともに、原子力産業をどの程度保護するかという点に大きく関わってきます。下山先生があげられた政府の国会答弁にもありますように、実際には、誰も負担できない場合には、おそらく政府が援助すると思いますが、直ちに援助を義務づけるべきかについては、検討すべき点が残つてゐるかと考えます。国会の決議が政府にJCOに対する指導を求め、政事者は事業者の対応が特にひどかったからということもあるのですが、國よりもまずは事業者が払うべきではないかという根強い発想が国民にあるのではないかでしようか。

◆相当因果関係

それから、先ほどお話をになられました、今年の三月の原子力損害調査研究会の報告書について、二点指摘しておきたいと思います。一つは中心的な問題であつた風評損害です。風評損害については、下山先生がおっしゃったように、基本的には敦賀の事件についての名古屋

は、名古屋高裁金沢支部判決の方に、放射能の漏れを議論したのですかが、漏出量が数値的には安全だといふ公的な発表がなされても、なお消費者が危険だと考えて、敦賀産の魚介類を敬遠したくなる心理は、一般的に認できるという一般論を述べてゐるので、時期はあまり完全には区切られていないのです。今回のJCOの事故では、正確な情報が周知されるために相当の時間が経過した平成一年一月まで明確に区切れましたが、その後は請求者による個別・具体的な立証が必要とされています。このように、時期を明確に区切つたところが、敦賀の事件についての判決と少し違うところだと思ひます。ほかには、農畜産物について、茨城県内で収穫されたかどうかというところで区切つているのは、先ほどの金沢支部の判決が魚が敦賀産か金沢産で区切つているのと基本的に同じだと思ひますし、それ以外の営業について屋内退避勧告がなされた区域かで区別していることとも似ていると思いますが、平成一

高裁金沢支部判決とかなり近いと思ひます。多少違うと考えられるのは、名古屋高裁金沢支部判決の方に、一般の人々はどの範囲まで補償は、名古屋高裁金沢支部判決の方に、一般の人々はどの範囲まで補償してもらえるのかという疑問があります。その点について、従来は無過失責任ではあるが、損害の認定については相当因果関係理論で判断してもらえたと思います。敦賀の放射能汚染の問題についても、名古屋高裁の金沢支部の判決も、相当因果関係論を中心に持つていています。

ところが、今回、先ほど下山さんのお話を聞いていて、また、損害賠償の支払い結果を見てみると、從来の法理論的な基準とか縛りが相当曖昧になつてきているのではないかと思います。それは一つは、JCO事故の社会的な影響というか、そういうものから來ていると思います。

また政治的な問題、あるいは行政責任といった背景があるかもしれません、伝統的な民法理論と今回の損害賠償の支払いの経過、その関連が今後議論を呼ぶと思いますし、また、整理する必要があるのではないかと思つています。

一年一月で区切つたというところが、多少違うと思っています。

石橋 原子力災害が起こった場合

◆精神的損害

大塚 さきほど指摘したかったもう一つは、慰謝料の扱いです。この報告書では、精神的損害について、「請求者側に特段の事情がない限り、損害とは認められない」という結論を出しておられて、調査研究会の中ではご議論があつたようです。が、これはどうかなという気もします。例えば、公害などでも、空港の騒音などについては、騒音に曝露されたこと自体を損害として、WEC PNL値に応じて区分された慰謝料、いわゆる包括的慰謝料を払わせる判決もありますので、今回放射線を浴びたことについて慰謝料なしとかについては、あるいは議論のあるところかと思います。

下山 改めてお断りしておきますが、研究会はあくまでも当事者たるJCIOあるいは保険ブールが個別案件を処理する際に参考となる指針を示したものです。したがって、実際の支払いの中身あるいは根拠については、研究会は承知しておりません。後日機会を得ればわれわれとしてもその中身を聞かせていただければ今

後の議論に役立つことだと思います。精神的損害については、報告書にもありますように、議論があつて、委員の方の意見も分かれています。

今回の場合は、調査会としては結論を決めつけるのではなく指針を示すのがその役割ですから、そういう意味で特段の事情がない限り、身体障害を伴わない精神的苦痛のみを理由とすることについては認められないとしてあります。原賠法にいう原子力損害に精神的損害慰謝料が含まれることについては見解が一致していますが、今回の事態での、身体障害を伴わない精神的苦痛の申し出については、賠償の対象とする損害と認められないという見解と、認められる余地があるという見解がそれぞれ示されました。が、研究会としてこの段階では、一応特段の事情がない限り認められないということになります。

六 高レベル放射性廃棄物の処分

◆特定放射性廃棄物最終処分法

大塚 放射性廃棄物のうち高レベル放射性廃棄物の処分については、その半減期の長さから、事業主体、立地手続、処分の資金調達等について特別な配慮が必要と考えられています。が、今年の五月によろやくました。が、今年の五月によろやく「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定されました。対象とされているのは、使用済核燃料を再処理することによって発生するガラス固化体で、これを実施主体である「原子力発電環境整備機構」が地下三〇〇メートル以上の深さの地層に埋設することとしています。この法律の下では、通産大臣が閣議決定

には、自ずから限界があるということがあります。これについては、議論の余地があることは当然です。

報告書は相当因果関係を考えるに当たっては、「一定の時間的要素および場所的要素を持つて一応の判断基準とせざるを得ない」として、時間的には一月末、空間的には一〇キロメートルとしていますが、それは一応の目安であつて「個別的、具体的な事情によつては」「いずれか又は双方が満たされない場合であつても」肯定される場合があり得るとしています。

森島 それでは、ここで高レベル放射性廃棄物の問題について、立地手続、処分の資金調達等について特別な配慮が必要と考えられていましたが、今年の五月によろやく「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定されました。対象とされているのは、使用済核燃料を再処理することによって発生するガラス固化体で、これを実施主体である「原子力発電環境整備機構」が地下三〇〇メートル以上の深さの地層に埋設することとしています。この法律の下では、通産大臣が閣議決定

理由としては、身体障害を伴わない精神的苦痛の有無とか対応程度は、損害請求者の年齢、性別、職業、性格、生活環境、家族構成、人生観、社会観、価値観がみんな違うから、損害の範囲を客觀化することに使用済核燃料については発電所内

を経て策定する基本方針及びそれに基づく最終処分計画、実施主体が最終処分計画に従って作成する実施計画が定められます。この法律には、立地選定プロセスと、資金徴収の二つの柱があります。立地選定については、概要調査地区選定、精密調査地区選定、最終処分施設建設地選定という三段階で地区の絞込みを行なっています。これらの選定を行なった場合、実施主体はそれを踏まえて国に「実施計画」の変更についての承認を申請し、国はこれを受けて「最終処分計画」の改定を行ないますが、この「最終処分計画」の改定の際、国は、当該地区の所在地の都道府県知事や市町村長の意見を十分に尊重することとされています。資金徴収については、発電用原子炉設置者から最終処分事業に必要な資金を拠出金として、毎年、前年に生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の量に応じて算定された金額を徴収するもので、このような仕組みは世界的にも初めてのものです。また、最終処分施設では、放射性廃棄物の環境への影響を防止する地下岩盤などの保護のため、そ

の敷地や周辺区域及びそれらの地下について、通産大臣が保護区域を指定できます。この法律は、最終処分施設の安全規制、原子力損害賠償、環境影響評価などについては規定を置いていません。最終処分施設の工事は環境影響評価法の対象事業とするよう政令の改正をすることが容易だと考えられていますが、安全規制と原子力損害賠償については、今後の立法が必要といえます。

石橋 大塚先生が言られたよう

に、今回の法律は処分事業の実施主体をつくることと事業資金の確保を目的としたのですが、それで処分事業がうまくいかと言えばなお大きな課題が残されていると思います。

一つは処分場と地下研究所の区分けの問題であります。最終処分のために地下研究施設で様々な実験をする必要があり、先進諸国ではすでにその研究がすすめられてきておりま

す。わが国では現在、北海道や岐阜県の方に地下研究所を建設する計画がありますが、地元の同意を得ることが困難な状況です。これは研究施設が将来、処分場になるのではない

かという不安が強いからです。この点、例えばフランスでは地下研究所には実廃棄物を持ち込んではならないという制度的な保障が必要だと思います。

もう一つは最終処分地の選定プロセスにおける住民参加の問題です。この法律では、処分地を決定するのではなく、その際、地元首長の意見を尊重するということになつております。しかしこれは従来の電源立地と同じやり方であつて、原子力最大の迷惑施設ともいえる高レベル廃棄物については欧米のようないく住民自らが処分事業に参画していくという体制がなければこの問題は前進まないと思います。

七 原子力政策の課題と将来

森島

これまでお話をありましたように、JCOの事故の前から原子力行政のあり方については、円卓会議などでも議論されてまいりました。また現在、五年ぶりに九回目の

原子力開発利用長期計画（長計）を

策定しているところです。そこでは、これから原子力利用は国民の理解なしには進められないという前提に立っています。そのため、今度の長計では、これまでの長計とは異なり、どのような計画の下に、いつまでに、例えば、原子力発電所を何基造るという形での計画の示し方ではなく、今までお話があつたような一連の事故・不祥事の反省に立って、もう一度原子力問題の原点に立ち返って、どのような原則に基づきどのような構想の下に今後の原子力行政を方向付けているのかを国民に理解してもらおうというスタンスをとっています。また、エネルギー・セキュリティや原子力平和利用について、問題を問い合わせ、国民との間で合意形成を図ろうという姿勢をとつておられます。また、エネルギー・セキュリティや原子力平和利用について、問題を問い合わせ、国民との間で合意形成を図ろうという姿勢をとつておられますが、本特集の中で、これまでの長計に比べてかなり大きな転換があるよう思います。長計の内容について、本特集の中で別稿が用意されていますが（五五貢参照）、今回の長計は今後の原子力行政に大きなインパクトを持つものと考えています。

こうした大きな流れの中で、今後

リスト

どのようにして原子力政策を進めていくのか、どの問題についてどう考えるべきかについて、それぞれご関心をお持ちの所からお話をいただければ幸いです。それでは、まず高橋さんにお願いいたします。

高橋 安全規制についても、例えば、安全確保改善制度が、わが国でどのように定着していくのかとか、具体的にはいろいろな課題がまだ残されていると思います。災害対策についても、実際に法を動かすという点では、例えば、深夜、もしくは早朝を想定して、どのように事故の訓練をやっていくのかといったような問題が残されていると思います。

◆原子力立地

ただ、私がここで多少強調させていただきたい点は、立地選定のプロセスの問題があろうかと思います。現に巻町の住民投票が話題になりましたが、一つは、立地点の選定をどのように国土計画体系の中で、適地を見付け、選定して立地していくのかという、その法体系をどのようにしていくのかという点が、今後一つの課題ではないかと思っています。

具体的に申しますと、電源開発促進法という電源開発計画に立地点を組み込む手続がありますが、これと立地にさまざまな段階で投入される電源三法交付金制度といふものがリンクして立地過程が成り立っているわけです。電源三法交付金制度についても、ハードからソフトへ、申請者側の主体性を認める、わかりやすい制度へ、という課題はあります。ここでは割愛させていただきます。

立地手続に戻りますが、電源開発計画への組み入れの段階については、国土計画との関連を強め、組み入れの法的基準を明確にしながら、手続を透明化していくことが必要なのではないか、と思っています。具体的には立地の基準を法に書き込むとか、関係省庁や自治体の調整のルールを明確にするといったことが考えられます。

石橋 新規の電源立地点の確保が難しくなる中で、既設地での原発の増設計画が相次いでいますが、最近、地元では原発誘致が必ずしも地域振興に役立っていないのではないか、かという受け止め方があります。昨年四月、全国原子力発電所所在市町村協議会が「電源三法の運用改善について」という意見書をとりまとめましたが、三法交付金は予算の割には実際に交付される金額が少ないことから交付基準の弾力化や、原則五年の支給期間の恒久化とか固定資産の償却期間の延長等を求めていました。しかし、「モノ」批判を受けて、最近総理大臣を会長として、関係大臣、有識者を含めた機関でした。これが通産大臣の諮問機関に権限移行するということは、いわゆる国土計画とかさまざまな利益調整のレベルが、通産大臣を中心とした調整のレベルに移ってしまうということで、これが立地上の調整にどういう影響を与えるのかは、私としては個人的に若干懸念しております。この点、注目していきたいと思っています。

石橋 新規の電源立地点の確保が難しくなる中で、既設地での原発の増設計画が相次いでいますが、最近、地元では原発誘致が必ずしも地域振興に役立っていないのではないか、かという受け止め方があります。昨年四月、全国原子力発電所所在市町村協議会が「電源三法の運用改善について」という意見書をとりまとめましたが、三法交付金は予算の割には実際に交付される金額が少ないことから交付基準の弾力化や、原則五年の支給期間の恒久化とか固定資産の償却期間の延長等を求めていました。しかし、「モノ」批判を受けて、最近総理大臣を会長として、関係大臣、有識者を含めた機関でした。これが通産大臣の諮問機関に権限移行するということは、いわゆる国土計画とかさまざまな利益調整のレベルが、通産大臣を中心とした調整のレベルに移ってしまうということで、これが立地上の調整にどういう影響を与えるのかは、私としては個人的に若干懸念しております。この点、注目していきたいと思っています。

森島 行政改革で、原子力委員会が内閣府に所属することになりますが、この点についてはどう思われますか。

高橋 今まででは、これらの委員会の事務局は科学技術庁が中心に担つてきました。これが、省庁再編を取りした形で、総理府に移行し、さらに、省庁再編の中で公正取引委員会や公害等調整委員会は総務省に移るのに対しても、強化された内閣府に

とどまります。この点では、政策調整を補佐する委員会として、また、専門技術的に安全性を確保する機関として、他省庁より一段と格の高い内閣府に属する点は高く評価すべきだろうと思つております。

ただ、先ほど申しましたように、委員会制度という点では、原子力安全委員会を、今後安全性を担保するために、どのように強化するのかというところは、私自身も問題に関心を持っておりまして、その辺も注目していきたいと思つております。また、内閣府という研究開発・安全規制を担当する部局とはひとまず切り離された機関に属することで、これらの部局との連絡調整がうまく行かなくなるのではないか、と心配される方もいらっしゃるようです。この点は、外部の者からはなんとも分からぬ点でして、最後の点についてはここで確定的な評価を行うことを控えさせていただきます。

◆原子力長期計画

石橋 現在、原子力の長期計画が作られているわけですが、従来の原子力長期計画というのは、電力会社とかメーカーとか、国の原子力機関

リスト

の方々が集まって、しかも非公開の下で作られてきたわけです。今回は国民合意のもとに原子力政策が作られ、それが実施されなければならぬという考え方の下に、すべて公開で審議が行われているということは、原子力政策の転換期の中でもいちばん評価したいと思つています。

もう一つは、「国民社会と原子力のあり方」についても分科会を設けて、情報公開とか国民の政策決定過程における参加などというあり方にについて審議が進められています。それは今後の原子力行政に非常に大きな影響を与えると思つています。

三番目は、これも従来の原子力長計の中には見られなかつたことですが、経済的合理性性という考え方も必要であるということが報告されていきます。これは従来は特に核燃料サイクルの進め方に当たつては、国のエネルギー・セキュリティという考え方方が非常に強かつたわけですが、内外の電力の自由化とか、国際競争力の問題などと相俟つて経済的な合理性も追及することになつてきており

ジがあつたのですが、今後は国民社会との関係とか、経済的な問題なども、原子力の一つの重要なテーマになってきて、それが原子力行政の重いという考え方の下に、すべて公開必要な課題になつてくると思つています。

森島

原子力発電については今までしゃつたように、これしか進むことのできない国策というよりも、エネルギー源のなかの重要な選択肢の一つという形で、他のエネルギー源との間の現実的なオルタナティブという捉え方に変わってきたのではないかと思ひます。

下山

今回の原子力長計の策定に当たつては森島先生、石橋先生とともに委員をやらせていただきまして、私の印象を簡単に申し上げました。私が、私の印象を簡単に申し上げました。正直に申し上げて、政策の是非はともかく具体的な進め方がいかにもうまくない、というご批判が多くつたよう

でした。長計の批判には、現状を追認しただけではないかというご意見も多いのですが、現状を確認して改め多いのですが、現状を確認して改めただけではないかというご意見も多かったです。これはその責任を持つている行政も事業者も大いに反省しなければならないと思います。また、新円卓会議の提言も重く受け取るべきだと利用を進めていく路線を明示することも重要な長計の役割ではないかと考えます。

この座談会の初めにいろいろ原子

力の不信、不安をもたらすような不祥事とか事故が起つており、原子力発電の安全性が問われているといふ指摘がありました。それについ

てはいるのかを聞いておく必要がありますと、いわゆる反原発というか、感情的な不要論などはほとんど見られず、皆さん非常に冷静に議論をされていました。先ほど森島先生がいわれたように、原子力が将来のわが国のエネルギー安定供給にとって重要な選択肢の一つであるといつことにしても、コンセンサスが得られたのではないでしょうか。エネとか新エネの議論においても、これがやれば原子力は不要だということではなかつたと思います。正直に申し上げて、政策の是非はともかく具体的な進め方がいかにもうまくない、というご批判が多くつたよう

で、これはその責任を持つている行政も事業者も大いに反省しなければならないと思います。また、新円卓会議の提言も重く受け取るべきだと利用を進めていく路線を明示することも重要な長計の役割ではないかと考えます。

この座談会の初めにいろいろ原子力の不信、不安をもたらすような不祥事とか事故が起つており、原子力発電の安全性が問われているといふ指摘がありました。それについ

ピュリスト

2000. 10. 1 (No. 1186)

ては最重点課題として採り上げていくことはいうまでもないこととして、長計という視点からの議論としては、核燃料サイクル政策が対象として熱心に採り上げられました。例えば、原子力発電の経済性について発電設備よりも、核燃料サイクルの経済性をどう確保するのか。その過程でのいろいろの仕事について国と民間の役割は如何にあるべきかという点にあつたと思います。この問題はこれからも行政も事業者もしっかりと考えていかなければならないことだと思います。

◆核不拡散

国際社会との関係においての最重要課題は核不拡散問題です。わが国で原子力政策が論じられるときに、常にこの言葉は出てくるのですが、往々にして枕言葉や尚書きの感があります。しかし今回は、本当に核不拡散を中心に据えて、わが国としては具体的に何をなすべきかということを、かなりはつきり示すことができたと思います。

五月のNPTの核不拡散条約の運用検討会議で、わが国を始めとする非核保有国の熱心な協力と行動によ

つて、合意文書の中に、「核廃絶を明確な約束とした」という文言が入りました。核不拡散条約はその六条に核保有国の軍縮を謳っているものの、実際の進展のないことから不平等条約あるいは核の現状肯定条約という強い批判があるわけですが、今後は行動スケジュールはまだないにしても、それに向かって核保有国は軍縮を進めていかなければならなくなってきたことは画期的な出来事だと思います。

森島 核燃料サイクルでは、使用済核燃料の再処理によってプルトニウムが出てきてしまうのですから、その意味では、一方でプルトニウムを核燃料サイクルで作り出しておきながら、核不拡散というのはどういうことだ、という疑惑を諸外国から持たれないかと思うのですが、その点はいかがですか。

下山 エネルギー資源論からみた

原子力発電の優位性は核燃料サイクルにあるわけで、それはウランを燃やして出てくるプルトニウムで再び原子炉を燃やす、つまりリサイクルすることによって達成されるわけです。しかし、そのためにはいろいろ

の道具立てが必要であり、技術のみならず大量の資金を要します。したがって、どこの国でもやれるといふのではなく、非核保有国では日本とドイツですが、最近ドイツの原子力がフェーズ・アウト政策に転じるので、プルトニウムを原子力発電に積極的に利用するのはわが国だけになります。したがって、今後この政策を進めていくためには、まずわが

国の非核政策について世界の信頼を得るための努力を強化するとともに、その必要性・安全性・経済性を含めて、プルトニウム利用の意義がしっかりと説明できなくてはなりません。また、保有するプルトニウムが平和目的以外に転用されていないことを明らかにするため、保有の状況が常に透明性をもつて世界に明らかにされていることが必須の要件です。

まず、組織法関連ですが、原子力委員会は科学技術庁から内閣府に移るわけですが、平成一〇年一二月に行政改革でそのことが決まった段階で、委員会は「省庁再編後における原子力委員会の在り方」というものを公表しています。それによりますと、原子力行政はエネルギー分野だけでなく、先端科学技術、地球環境、核不拡散、医療、食品安全等に関わっており、各省の活動全般を一段高い立場から俯瞰し、国全体としての総合戦略を描いて、柔軟な政策運営をしていくべく政策の企画立案、総合調整、評価、公聴等の各機能を強化するとしています。まだどの程度の規模の委員会になるのかはつきりしていませんが、もしこれだ

八 新たな原子力法制の構築
に向けて

森島 残念ながら時間がなくなりました。読者に理解していただくにはまだ説明の足りない部分

けのことをやるとしたら委員会そのものももちろん、事務局の陣容も相当の強化が必要だと思います。

安全委員会は、先ほど高橋先生が言われたように昨年来逐次スタッフの拡充が図られており、原子力発電所の安全規制について経済産業省における原子力安全・保安院の設置により、しっかりとした体制ができるがって、いくことが期待されます。

これまで原子力施設の事故やトラブルが発生して安全規制の強化が求められるたびに、ほとんど必ずといつていいほど、開発と規制の完全分離あるいは安全委員会の独立行政委員会化の意見が出ますが、肝腎なことは、処分行政局も諮問委員会もどちらの数のしっかりとした専門家を用意できるかです。これは原子力ばかりでなく、金融監督関係の規制の場合でも同じであり、欧米との比較において問題となるところです。この関連でよくアメリカの原子力規制委員会（NRC）が引き合いに出されますが、ご承知のようにアメリカの独立規制機関（independent regulatory body）は、その準司法的、準立法的機能の故にこのような

専門性を強く求められる行政規制の分野で力を發揮できるわけで、そこまでの機能を持たせるならともかく安全規制の強化という点からならば実質的なスタッフの充実の方がはるかに重要だと思います。

長くなつて申し訳ありませんが、原子炉等規制法についても触れさせていただきたいと思います。

わが国の原子力開発が始まつてすでに半世紀以上経つたわけですが、当初の原子力は当然のことながら専門知識と技能を持つた、一定範囲の企業・政府機関によって開発利用されてきたわけです。したがつて、核物質の利用の場所、形態も極めて限られた定的でした。

そのような時代にあつては、核物質は必ず原子力発電所をはじめ施設・設備で使われますし、また事業者の数も少ないので、事業者と施設に対する規制によって、核物質に対する法的コントロールが十分可能だつたわけです。現在の原子炉等規制法が将来の発展の予測はあつたもののこうした時代背景の下に立法されたことを理解しておく必要があります。

塩野宏先生はこれを「物質規制」との対比で「作用規制」と呼ばれ、同じ問題意識から法理論的に規制法の分析をしておられます（塩野宏編著・核燃料サイクルと法規制「一九八〇」三頁一七頁）、作用規制のみで核物質の管理を行なうことがでるべきためには端的にいって、基本的には明確な利用目的のない核物質は国内には存在しない、ということで

しかし、この半世紀の間に原子力開発利用の分野は当時の予想をはるかに超えてその広さと深さを拡大しました。規制法は、その都度部分的な改正を繰り返してこれに対応してきましたが、制定当初の規制スタイルは変わつておりません。この方法が非常に優れた面を有しているのは事実で、わが国では、原子力以外の分野でも行政規制の主流の考え方といえるでしょう。また、行政の一貫性の立場から、いかに原子力に特有のいろいろな問題があるとはいえ、法制度枠組みの根幹にかかるような法改正を為し得なかつたことも十分理解できます。

塩野宏先生はこれを「物質規制」との対比で「作用規制」と呼ばれ、同じ問題意識から法理論的に規制法の分析をしておられます（塩野宏編著・核燃料サイクルと法規制「一九八〇」三頁一七頁）、作用規制のみで核物質の管理を行なうことがでるべきためには端的にいって、基本的には明確な利用目的のない核物質は国内には存在しない、ということでなければならぬはずです。しかし、原子力の開発利用の分野はその歴史的展開とともに複雑となり、核燃料サイクル政策の多様化とともに核不拡散のための核物質管理、テロ・ハイジャック等に対する物的保護、さらには不法所持対策等、核物質そのものに対する規制が求められました。核物質の計量管理までは事業者の自主規制を認可するという方法で措置できましたが、今後核不拡散条約上の総合保障措置を進めていく上で問題がでてこないか、また物的防護についても条約は批准しましたが、国内法の整備は十分とはいえないでしょう。不法所持については、最近の新聞報道でも大きな話題となりましたが、モナザイトの立件ができませんでした。

こうした今日の状況に鑑みるならば、むしろ規制事業・施設と併行して物質そのものに着目して規制する法律を別途制定するのは難しいとしても、現行の規制法の中に物質規制的な考え方を導入することが検討されてもよいのではないかという思いがあります。アメリカやドイツ等多くの諸外国は、施設に対する規制

リスト

2000.10.1 (No. 1186)

と物質に対する規制とを併用したり、また別立ての法律を持つています。これまでのように原子炉等規制法のままで対処しようとする、先ほど述べたような限界が出てくることになりますし、また、今まで以上に法律そのものを複雑なわかりにくいものにしてしまうでしょう。原子炉等規制法の枝条文は尋常な数ではなく、これでも機会あるごとに識者の指摘を受けたところであり、こうした事態は、原子力規制行政に対する国民の信頼の確保という点からも決して望ましいとはいえないでしよう。

以上、長年抱いている個人的意見を述べさせて頂きましたが、近年同じ意見をお持ちの方が出てきているのはまさに心強い限りで本日の私の大難把な話の補強を含めて、例えば、電力中央研究所の田辺朋行君などの論文を参考していただければ幸いです（田辺朋行「物質規制方式の原子炉等規制法への適用可能性について」電力経済研究四〇号（一九九八））。

大塚 私は必ずしも原子力問題全體について研究しているわけではあ

りませんので、ここでは原子力損害賠償の責任集中を中心として原子力損害賠償制度について一言申し上げておきたいと思います。原子力損害賠償法は、原子力事業者に責任集中を行っているわけですけれども、責任集中の根拠については、先ほど申しましたように、被災者から見た責任主体の明確性の確保や、保険填補危険の累積の回避などがあげられています。しかし、責任主体の明確性については責任主体が多い方が被害者にとって有利なこともあるでしょうし、保険填補危険の累積の回避については、原子力事業者の締結する保険契約で、責任を負担する可能性のあるすべての者を共同の被保険者とする保険引受けを行ういわゆるオムニバス方式、つまり経済的な責任集中制度をとれば十分対応できます。その意味では、どちらもそれほど大きな意味はなく、法的な責任集中制度をとった真の理由は、外国の原子炉メーカーが責任を回避することにあつたという指摘もされていました。そうすると、今日なおこの制度

りませんので、ここでは原子力損害賠償の責任集中を中心として原子力損害賠償制度について一言申し上げておきたいと思います。原子力損害賠償法は、原子力事業者に責任集中を行っているわけですけれども、責任集中の根拠については、先ほど申しましたように、被災者から見た責任主体の明確性の確保や、保険填補危険の累積の回避などがあげられています。しかし、責任主体の明確性については責任主体が多い方が被害者にとって有利なこともあるでしょうし、保険填補危険の累積の回避については、原子力事業者の締結する保険契約で、責任を負担する可能性のあるすべての者を共同の被保険者とする保険引受けを行ういわゆるオムニバス方式、つまり経済的な責任集中制度をとれば十分対応できます。その意味では、どちらもそれはほど大きな意味はなく、法的な責任集中制度をとった真の理由は、外国の原子炉メーカーが責任を回避することにあつたという指摘もされていました。そうすると、今日なおこの制度

りませんので、ここでは原子力損害賠償の責任集中を中心として原子力損害賠償制度について一言申し上げておきたいと思います。原子力損害賠償法は、原子力事業者に責任集中を行っているわけですけれども、責任集中の根拠については、先ほど申しましたように、被災者から見た責任主体の明確性の確保や、保険填補危険の累積の回避などがあげられています。しかし、責任主体の明確性については責任主体が多い方が被害者にとって有利なこともあります。しかしながら、これらの方にも一定の責任を負わせることが望ましいとも考えられますし、原子力損害が賠償措置額を超えた場合に、事業者以外に責任を負う者がいることが現実の賠償額を増やす役割を果たす場合もあるのではないかでしょうか。例えば、今回のJCIO事故では、一般的の不法行為責任でも法的責任を問われるとのない親会社が賠償をしていました。これから、様々な原子力関係の裁判に裁判所の統制の限界、いわゆる行政裁量の認められる可能性のある一場面として、専門技術的な判断という領域が議論されていました。そこで、最近では、原子力等の先端技術利用と社会的合意という困難な問題について研究するようになりました。そして、最近では、原子力等の先端技術利用と社会的合意という困難な問題について研究するようになりました。その点、最近になって、原子力分野は、むしろ他の分野に先駆けて、社会的合意という問題が重視されるようになり、法制度的にも新たな工

りませんので、ここでは原子力損害賠償の責任集中を中心として原子力損害賠償制度について一言申し上げておきたいと思います。原子力損害賠償法は、原子力事業者に責任集中を行っているわけですけれども、責任集中の根拠については、先ほど申しましたように、被災者から見た責任主体の明確性の確保や、保険填補危険の累積の回避などがあげられています。しかし、責任主体の明確性については責任主体が多い方が被害者にとって有利なこともあります。しかしながら、これらの方にも一定の責任を負わせることが望ましいとも考えられますし、原子力損害が賠償措置額を超えた場合に、事業者以外に責任を負う者がいることが現実の賠償額を増やす役割を果たす場合もあるのではないかでしょうか。例えば、今回のJCIO事故では、一般的の不法行為責任でも法的責任を問われるとのない親会社が賠償をしていました。これから、様々な原子力関係の裁判に裁判所の統制の限界、いわゆる行政裁量の認められる可能性のある一場面として、専門技術的な判断という領域が議論されていました。そこで、最近では、原子力等の先端技術利用と社会的合意という困難な問題について研究するようになりました。そして、最近では、原子力等の先端技術利用と社会的合意という問題について研究するようになりました。その点、最近になって、原子力分野は、むしろ他の分野に先駆けて、社会的合意という問題が重視されるようになり、法制度的にも新たな工

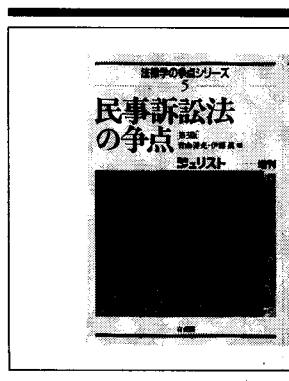
夫が次々となされています。この座談会で議論されてきた様々な問題も、結局は、この問題に回帰していくことは、なまやさしいことではない、と感じています。その意味で、理性ある議論がオープンな場でなされるために、法律家が果たすべき役割はこれまでに増して多くなるといえ、私もできる範囲でこれらの作業に加わっていきたいと思っています。

つてきました。そのため、例えば原子炉等規制法は一〇〇人乗りの船に三〇〇人もつめこんでいるようなものであり、国民の意見を反映させるシステムからは程遠い状況です。二一世紀を迎えるにあたってこれからは大学の研究者、法曹実務家、環境団体や反原発グループも参加して新しい原子力法体系を構築することが求められます。

子炉等規制法は一〇〇人乗りの船に三〇〇人もつめこんでいるようなものであり、国民の意見を反映させるシステムからは程遠い状況です。二一世紀を迎えるにあたってこれからは大学の研究者、法曹実務家、環境団体や反原発グループも参加して新しい原子力法体系を構築することが求められます。

を進めて行くことが不可欠となつて
います。原子力法もそのような開か
れた原子力政策を実現できるような
ものとしなければならないと思いま
す。

本日ご参加の皆さんに改めてお礼
を申し上げます。どうもありがとうございました。



泰山薬素 伊藤 重一
法医学の字典ノリ 入る

青山善充・伊藤 真編

民事訴訟法の争点 [第3版]

平成8年の新民事訴訟法制定に伴う新論点も加えた124項目につき、専門研究者が詳しく述べ解説。待望の第3版。

B5判／318頁／定価(本体2,476円+税)／有斐閣